

## 利用の流れ

対象戸数が5戸以上かつ補助対象経費の合計額が300万円を超える場合は、前年度の4月1日から8月末日までに、補助金交付申請事前協議書の提出が必要です。

① 上下水道課へ補助金を利用したい旨をご連絡ください。



② 事前協議

施設を設置したい場所や現状、希望する工事内容などについて伺ったり、現地確認をしたりして、補助対象となるようであれば申請書類をお渡しします。



③ 交付申請（工事日の10日前まで）

申請書類と必要な添付書類を、工事日の10日前までに上下水道課へ提出してください。



④ 交付決定通知の到着

補助金の交付が決定したら、交付決定通知をお送りします。  
交付決定通知日後に、工事に着手してください。



施  
工

＜事業を変更・中止する場合＞

④で交付を決定した事業内容や経費配分など申請内容を変更する場合、  
また事業を中止する場合は、上下水道課へ連絡し、必要書類を提出してください。



⑤ 工事完成届・実績報告書の提出

工事が完成したら、工事完成届、実績報告書と必要な添付書類（領収書の写し、施工前・施工中・施工後の写真など）を、上下水道課へ提出してください。



⑥ 検査

上下水道課職員が現地で検査します。



⑦ 確定通知の到着・補助金請求書の提出

補助金の額が確定した通知をお送ります。確定した補助金額で補助金請求書を提出してください。



⑧ 補助金額の振り込み

補助金請求書に記載の口座へ、補助金を振り込みます。

※ 事業の遂行上必要と認めるときは、工事完成届受領後、交付決定金額の80%以内で概算払も可能です。



【お問合せ・連絡先】

真庭市役所 建設部 上下水道課

電話：0867-42-1108 FAX：0867-42-1403

住所：〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2